4．引当金等の計上根拠及び計上基準

⑴　貸倒引当金

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上又は直接減額しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上又は直接減額しております。なお、上記債権額から直接減額した金額はありません。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見積額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署（地域部等）が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

⑵　偶発損失引当金

偶発損失引当金は、融資契約承諾済融資未実行額のうち、確実に貸付義務を負っている金額等に関して、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

5．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、持分相当額が取得原価より下落した場合には、持分相当額としております。

⑵　その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を取り込む方法によっております。

6．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

7．債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主として当半期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9．ヘッジ会計の方法

⑴　ヘッジ会計の方法

金利スワップについては繰延ヘッジ処理によっております。また、金利通貨スワップについては、金利変動部分は特例処理、為替変動部分は振当処理によっております。

⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象

①　ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・貸付金及び債券

②　ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

⑶　ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引又は金利通貨スワップ取引を行っております。

⑷　ヘッジ有効性評価の方法

貸付金の相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の各期日、想定元本等に差異がないかを基礎として判断しております。

債券の相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎として判断しております。また、特例処理及び振当処理の要件を満たしている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．連帯債務

当機構は株式会社国際協力銀行が承継した次の国際協力銀行既発債券について、連帯して債務を負っております。

財投機関債　250,000,000,000円

2．融資契約承諾済融資未実行額

当機構の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当機構は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行額は5,917,609,095,066円であります。

（損益計算書関係）

1．投資有価証券評価等益（損）及び関係会社株式評価等益（損）

投資有価証券評価等益（損）、関係会社株式評価等益（損）は、投資有価証券及び関係会社株式の評価、売却及び整理に関する損益を含んでおります。

2．償却債権取立益

償却債権取立益は、平成20年10月１日に旧国際協力銀行から承継した海外経済協力業務に係る貸付金の帳簿価額を超えて回収した金額を含んでおります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

有償資金協力勘定では、貸付事業及び出資事業などの有償の資金供与による協力業務を実施しております。これらの業務を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入、債券の発行及び政府出資の受入により資金を調達しております。なお、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）の観点から、金利変動及び為替変動による不利な影響を軽減させるべくデリバティブ取引を行っております。